

通訳案内士登録申請書等一覧表

必要書類／申請区分	新規	変更届出	再交付	備 考
① 申請書又は届出書 注)複数言語申請の場合は、言語ごとに作成	○	○	○	氏名を記入すること。
② 書式1 「健康診断書」	○			医師法(昭和23年法律第201号)による医師免許の交付を受けたものによる診断書で、3ヶ月以内に発行したもの。
③ 合格証書(写し)	○	○	○	合格証書の写し(コピー)を提出 氏名が変わった場合は戸籍抄本添付。
④ 履歴書	○			・氏名欄は自署すること。 ・市販の履歴書でよい。 ・履歴書への写真添付は不要。
⑤ 誓約書	○			
⑥ 写真(2枚) 注)複数言語申請の場合は、各言語につき2枚	○	○	○	・6ヶ月以内に撮影したもの ・無帽、正面、上半身、無背景 ・縦 3cm×横 2.5cm(モノクロ・カラーどちらでも可) ・ <u>裏面に氏名を記入のこと。</u>
⑦ 通訳案内士登録証		○	○	亡失(紛失)の場合は、発見時に返納。
⑧ 変更した事実を証する書類		○		例)1 住所変更 住民票(3ヶ月以内発行) 外国人登録をしている方は、外国人登録法に基づく登録原票記載事項証明書が必要です。 例)2 氏名変更 戸籍抄本(3ヶ月以内発行)
⑨ 住民票又は外国人登録法に基づく登録原票記載事項証明書	○			3ヶ月以内に発行されたもの。 (住民基本台帳で確認できる場合は不要)
⑩手数料(円) 注)複数言語申請の場合は、言語ごとに必要	5,200	4,100	4,100	・手数料収納窓口又は納入通知書での納付 →詳しくは下記問い合わせ先へお尋ねください ※山口県収入証紙は令和8年9月末日をもって販売終了 ※購入済みの県証紙は令和9年3月末日まで使用可能 ・ なお、登録証の交付の際に郵送を希望される方は460円分の郵便切手(簡易書留送料)を貼った返信用封筒を提出ください。

1 「通訳案内士登録証」は各言語につき1枚発行します。
複数の言語について登録する方は、言語ごとに登録証の交付申請を行ってください。

2 申請・問い合わせ先 山口県 観光スポーツ文化部 観光政策課
(〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 山口県庁舎8階 電話083-933-3175)
月～金曜日(祝日、年末年始を除く)9時～17時15分(12時～13時を除く)
※申請書提出の際は、担当者不在の場合がありますので、事前にご連絡をお願いします。